



一般社団法人 名北労働基準協会
労働保険部主任
特定社会保険労務士 若井大志

「はい、こちら企業の労働110番です」
電話の主は、ある製造業の社長様でした。
「不慣れで難解な労働保険や社会保険の事務処理に時間が取られてしま

って、本業に専念できていない。何か良い方法はないでしょうか？」というご相談でした。
私は、事業主様が安心して本業に専念して頂けるよう、労働保険・社会

保険の専門家に事務処理をアウトソーシングする方法があることをお伝えしました。

『迅速、确实、お得、労働保険・社会保険事務のアウトソーシング』

まず、労働保険事務のアウトソーシングの説明

です。労働保険の事務処理は難解です。そこで政府は、労働保険事務組合制度を設けております。労働保険事務組合とは、厚生労働省の厳しい基準の認可を受け、事業主に代わって労働保険に関する事務処理を行うことができる団体です。行政への届出など労働保険の事務処理を、

迅速・确实に代行処理します。多様な事業主様やご担当者様の業務の合理化が可能です。また、労働保険事務組合に事務委託をした事業場のみが可能となる4つのメリッ

トがあります。
① 通常、事業主や法人役員・家族従事者は労災保険に加入できないところ、特別に加入を認めている労災保険特別加入制度の利用が可能です。
② 通常、労働保険料は一定額以上でないとな年3回の分納ができないところ



ろ、保険料に関係なく年3回の分納が可能です。
③ 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理します。事務の手間を省くことができます。
④ 人件費や採用費・教育費等、自社の人材にかかるコストが削減できま

す。部下へのマネジメントにかかる上司の時間的労力も大きな負担です。私ども、一般社団法人名北労働基準協会の「労働保険事務組合」は昭和43年の設立以来、経験豊かなスタッフが関係行政や数多くの建設ゼネコン会社、製造工場、各種団体等との密接な連携関係により迅速・确实な事務処理を行っています。現在約1400社の労働保険事務の委託を受け、定評を得ております。

次に、社会保険事務のアウトソーシングの説明です。労働保険と同様に難解なのが、社会保険の事務処理です。社会保険の事務処理を事業主に代わって行うことができるのは、労働・社会保険諸法令に関する法律を専門的に取り扱う唯一の国家資格者である社会保険労務士です。行政への届出など社

会保険の事務処理を迅速・确实に代行処理します。
当協会の関連団体である「社会保険労務士法人愛知労務管理コンサルティング」にて行うことが可能です。

今後、少子高齢化が見込まれ、人材を確保することが難しくなることが予想されます。企業としては、限られた人材を不慣れな労働保険・社会保険事務に投入するのではなく、新たな事業開発や社業の発展に注力するため、労働保険・社会保険事務のアウトソーシングをご検討してみたいかがでしょうか。

詳しくは、当協会労働保険部（☎052-961-0421）にお問い合わせ下さい。
イラスト・森沢康代（愛知労務管理コンサルティングでは、活動趣旨に賛同し、ご協力いただける社会保険労務士の先生を募集しています）